

平成 22 年 12 月 1 日

放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立て（2回目）について

- NHKでは、支払督促または判決等が確定したにもかかわらず、依然として放送受信料のお支払いをいただけていない27人の方々に、11月16日に強制執行の実施予告を行ったうえで、放送受信料のお支払いをお願いしてきました。しかし、24人の方々に、その後もどうしても支払いに応じていただけなかったため、本日、これらの方々の所在地を管轄する地方裁判所に対し、強制執行の申立書を発送しました。
- 今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を進めていくこととなります。
- 今後とも、放送受信料のお支払いが滞っている方々に対し、誠心誠意の対応を尽くして、支払いをお願いしていくというNHKの基本姿勢は変わりません。しかしながら、どうしてもご理解をいただかず、やむを得ないと判断した場合は、支払督促制度と強制執行手続きを活用し、放送受信料の公平負担の徹底を図ってまいります。

【申し立ての概要】

・ 対 象 24人

内訳	東京都（1人）	神奈川県（3人）	埼玉県（2人）
	大阪府（2人）	京都府（1人）	兵庫県（2人）
	滋賀県（3人）	広島県（1人）	山口県（1人）
	福岡県（2人）	長崎県（1人）	北海道（1人）
	愛媛県（1人）	香川県（3人）	

- ・ 申し立て先 対象者の所在地を管轄する地方裁判所
- ・ 申し立て日 平成22年12月1日